

航空機部品試作支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 航空機部品試作支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、室蘭市内中小企業者の航空機関連産業への新規参入及び事業拡大を支援するため、予算の範囲内において、部品製造トライアル事業等に伴う試作製造等に係る経費の一部を補助することにより、室蘭市内企業の競争力強化を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業を実施する室蘭市内の中小企業者とする。

- (1) 国、地方公共団体その他公設試等が実施する航空機関連の部品製造トライアル事業等に
伴う試作製造等を行う事業
- (2) 取引先企業等からの依頼による航空機関連部品の試作製造等を行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、原材料費及び消耗品費（治工具）とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

(補助率及び補助上限額等)

第6条 補助額は、補助対象経費の総額の10分の9以内とし、50万円を上限とする。
2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業完了後速やかに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して、公益財団法人室蘭テクノセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があった場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助金の支払を受けようとする者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、請求書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。